

あんしん エイ・ワン住まいいる オーナー保険

ご存知ですか?高齢者住宅等の入居者ニーズ

- ・亡くなった後、身内に迷惑をかけたくない
- ・家族へ心理面で迷惑をかけたくない
- ・住み慣れた地域であんしんして暮らしたい

このような入居者ニーズにお応えして

賃貸住宅・高齢者住宅オーナー様向けに特化した「エイ・ワンあんしん住まいいる/オーナー保険」の登場です!

- 管理会社様・オーナー様にとって、万一、入居者が死亡された際、残存家財の片づけ費用・葬儀費用等は大きな負担になります。

この保険で、残存家財の片づけ費用、葬儀費用を保障します。

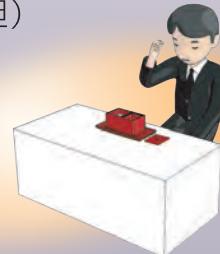
①

残存家財の片づけの実施
(費用負担)



②

葬儀実施(費用負担)



保険金のお支払例

この保険契約者である不動産会社 A 社の物件内で入居者 B さんが死亡され、A 社が葬儀を手配し、葬儀業者に 25 万円支払い、残存物の片づけに 10 万円支払った。

残存物片づけ費用、葬儀費用の **35万円**をお支払いします。

お申込み方法

■重要事項説明書』は、ご契約に際しての告知義務や告知義務違反による不利益、保険金が支払われない場合など、特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略（注意喚起情報）を記載しています。また、『契約概要』は保険商品の内容に関する重要事項から特にご確認いただきたい事項を記載したものですので、必ずご覧ください。

「約款」について

『約款』は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。必ずご一読のうえお申込みください。

- 告知義務違反
- 保険金をお支払いできない場合
- 解約
- 契約内容の変更など

その他注意事項

保険期間の中途で解約された場合の解約返戻金はありません。

- 配当金はありません。
- 払込方法は月払のみとなります。

商品概要

保険内容	制度運営者が「あんしん居住制度」のサービス内容である「①残存家財の片付け」および「②葬儀の実施」を行ったことにより負担した費用を補償します。
保険契約者	あんしん居住制度運営者(物件オーナー、不動産管理会社等)
被保険者	保険契約者と同一
保険の種類	損害保険(保険業法施行令第1条の6第6号に該当)
保険期間	1年間
補償限度額	年間1,000万円を上限として、被保険者が負担した費用の額
保険料設定	利用者1名あたりの加入プランごとの月額払いとします。
利用者数の制限	1保険契約者あたりの年換算利用者数の上限は、100人

商品プラン

区分	プラン名	被保険者	補償内容	保険金支払事由	単位	加入時条件		保険金額
						年齢制限	健康状態告知	
B	物件オーナー・ 不動産管理会社向け	物件オーナー・ 不動産管理会社	保険内容①・②	入居者の居室死により ①・②費用を負担したこと ※入居者の死亡原因は問いません	居室	なし	なし	15~70万円

※上記表中の説明は支払い条件の一部です。支払い条件および限度額等の詳細は「居住支援制度運営費用補償保険約款」をご覧下さい。

ご確認いただきたい事柄

保険金をお支払いできない事由

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害
- ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害
- ③保険契約締結に際して保険契約者が会社に提出した約定の内容によらずに、被保険者が費用を負担したことによって被った損害
- ④物件報告書によって報告されていない利用者の死亡による残存家財の片づけ費用・葬儀費用を負担した損害



ご契約に当たっての注意事項

【経営破綻した場合の取扱について】

当社が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保障対象契約に該当しません。

【保険金の削減払について】

当社は、大規模な災害等が発生し、その災害等によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと当社が認めた場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いすることがあります。

【保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額等について】

当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

【保険契約継続時の保険料の増額または保険金額の減額等について】

当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行なうことがあります。

・想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

【事故が起きた時の手続について】

・この保険で保障される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。

・事故が発生しても3年間保険金の請求がない場合、保険金の請求権は時効により消滅しますのでご注意ください。

※ご契約される前に必ず重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)をお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただけます。

■事故が発生した場合は、事故センター

0120-818-230
FreeDial

までご連絡ください。

- 万一、事故が発生した場合は、ただちに事故センターまでご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金が支払われない場合がございますのでご注意ください。
- 保険金のご請求に際しては、保険金請求書ならびに請求書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、事故センターにご確認ください。

お問い合わせ先



近畿財務局長(少額短期保険)第2号
エイ・ワン少額短期保険株式会社

T541-0056
大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目9番26号 船場ISビル902
TEL.06(4964)5519 FAX.06(4964)5518